

全国障害者スポーツ大会大阪市代表選手選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ大会」という。）の個人競技の大阪市代表選手（以下「代表選手」という。）の選考について定めるものとする。

(代表選手の選考)

第2条 代表選手の選考は、代表選手候補（以下「代表候補」という。）を選考し、当該代表候補の中から最終決定する。

2 代表候補は、全国障害者スポーツ大会大阪市代表選手候補選考委員会設置規程に基づき設置する全国障害者スポーツ大会大阪市代表選手候補選考委員会において、公平かつ適正に選考する。

(代表候補の選考人数)

第3条 代表候補は、全国障害者スポーツ大会の主催者から通知された障がい別（身体・知的・精神）の人数、競技別人数によるものとする。

(代表候補の選考基準)

第4条 代表候補の選考は、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に定める参加資格のほか、次に掲げる事項を総合的に考慮して行う。

- (1) 当該年度の大阪市障がい者スポーツ大会の成績
- (2) 前号の成績と過去直近2大会の全国障害者スポーツ大会における競技記録との差異
- (3) 身体障がい、知的障がい又は精神障がいの別、障がい区分（肢体、視覚、聴覚、内部）及び障がいの状況
- (4) 年齢及び性別
- (5) 試合中のマナー、スポーツ選手としての誠実さや公平さ等

2 前項の選考にあたっては、これまで全国障害者スポーツ大会に出場したことがない者の選考に配慮するものとし、原則として、同一人による同一個人競技への連続出場が3回までとなるよう選考するものとする。ただし、他に代表候補となる者がいない場合は、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、災害等により、当該年度の大阪市障がい者スポーツ大会が実施されなかった場合は、当該大会の主催団体、主管団体及び事務局が協議して代表候補を選考するものとする。

(施行の細目)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、大阪市障がい者スポーツ大会の主催団体、主管団体及び事務局が協議して決める。

附 則

この規程は、令和7年12月5日から施行する。